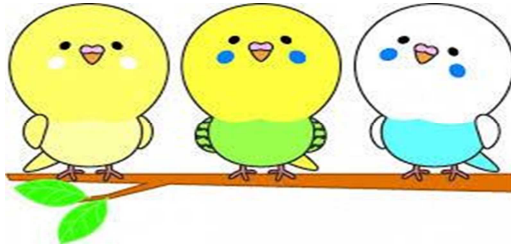


受給者証を
お持ちでない
保護者の方用



中野区



保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援とは・・・

児童福祉法に基づくサービスです。(受給者証が必要になります)

保護者の申し出に基づき、区立療育センターアポロ園やゆめなりあの職員(心理職等)あるいは保育所等訪問支援の指定を受けた民間事業者が、障害や発達に課題のある児童の在籍する保育所・幼稚園等に訪問します。園でのお子さんの様子を観察し、集団生活への適応や自立した生活が送れるように保育士等へ専門的な助言や相談に応じ、保護者へも伝えます。

対象児は中野区にお住まいで、保育園、幼稚園等に通園するお子さんです。

ご利用の流れ

療育相談を受けていない方は、すこやか福祉センターへご相談ください。

すこやか福祉センターで
相談

アポロ園又はゆめなりあで、
療育相談を受ける

療育相談後、保育所等訪問支援が
必要となった場合は、利用申請を
してください。

サービス申し込み

① すこやか障害者
相談支援事業所
へ予約をする。
1 申請受付
2 勘案事項調査

② アポロ園・ゆめなり
あ又はその他の障害
児相談支援事業所
で、障害児支援利用
計画(案)をたてる。
訪問先への調整等含
む。

③ 障害福祉課で
支給決定。
通所受給者証
交付

④ アポロ園・ゆめ
なりあ又は**保育
所等訪問支援の
指定を受けた民
間事業所**と利用
についての契
約。日程調整

⑤ 保育所等訪問
支援
保育園・幼稚
園等を訪問

⑥ 保護者へ報告

利用料金

利用料全額の1割負担。(負担上限月額の設定があります)
3歳児以上の方は幼児教育・保育無償化の対象となります。

訪問頻度 時間

お子さんの状況に応じて調整します。

訪問時間は2時間から4時間程度です。子ども本人への直接支援(状況に応じて)及び先生方への間接支援(助言や指導方法の提案等)を行います。

保護者へ報告

担当者より保護者へ支援の内容等の報告を行います。



お問い合わせ：中野区健康福祉部 障害福祉課
電話 03-3228-5613
fax 03-3228-5505

Email: hattatsushien@city.tokyo-nakano.lg.jp

